



2019年 4月 25日

各 位

会 社 名 日本ガス株式会社  
 (登記上の商号 日本瓦斯株式会社)  
 代表者名 代表取締役社長 和田 眞治  
 コード番号 8174 (東証第一部)  
 問合せ先 常務取締役経営企画本部総務部管掌  
 大槻 昌平 (TEL. 03-5308-2112)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2019年6月26日開催予定の第65回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- ① 株主の皆様に対する取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第 24 条 (任期) につきまして、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、同条第2項の取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。
- ② コーポレート・ガバナンスの一層の強化に向けて、経営体制の透明化と説明責任の明確化を図ることを目的に、相談役・顧問制度を廃止することを決定したため、相談役・顧問制度に関する規定を削除するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条~第23条 省略	第1条~第23条 現行どおり
(任期) 第24条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2) 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(任期) 第24条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  (削除)
第25条~第32条 省略	第25条~第32条 省略

現行定款	変更案
(相談役および顧問) 第 33 条 <u>取締役会の決議によって、相談役および顧問をおくことができる。</u>	(削除)
第 34 条~第 55 条 省略	第 33 条~第 54 条 現行どおり

### 3. 日程

定時株主総会開催予定日 2019年6月26日(水)

定款変更効力発生予定日 2019年6月26日(水)

以上